兵庫県公報

令和５年３月31日　金曜日　　第２号外

発　行　人
兵　　庫　　県
神戸市中央区下山手通
５丁目10番１号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

（兵庫県民の旗＝県旗）

目　　次

監査委員公告　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ﾍﾟｰｼﾞ
○ 包括外部監査の結果に係る措置結果について　……………………………………………　1

監　査　委　員　公　告

包括外部監査の結果に係る措置結果について

令和４年３月31日付けで公表した包括外部監査の結果に対し、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知が令和５年３月３日にあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第６項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和５年３月31日

兵庫県監査委員
中　野　郁　吾
花　岡　正　浩
四　海　達　也
浜　田　知　昭

令和４年３月31日付け包括外部監査報告に係る措置

農林水産行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について

外部監査人の指摘事項及び意見	対応及び改善策
１　兵庫みどり公社 ⑸　兵庫みどり公社が抱える諸課題 ①　兵庫みどり公社では、令和２年度決算書を作成する際、森林資産の減損処理の要否について林業公社会計基準に従った検討が行われていなかった。（指摘事項）	令和４年度から、主伐事業の起工を決定する際に、事業計画地に係る減損処理の要否を判断している。
②　林業公社会計基準第28条及び注解25では、伐期を迎えた森林資産の現時点における回収能力に関する情報を注記事項として開示することとされている。当該注記は、森林の伐採によりどれだけの投資経費が回収できるかを示すものであり、特に森林資産の価値が下落している場合にはどの程度の含み損を抱えているかを理解するために非常に重要な情報であるが、兵庫みどり公社の令和２年度決算書では森林資産情報の注記が記載されていなかった。（指摘事項）	森林資産情報である回収能力見込額の算出方法を検討し、令和４年度決算書から注記に記載する。
③　平成29年度から令和元年度の主伐実績に基づき試算した場合、令和２年度末において分収造林事業の森林資産は正味財産（128百万円）を超える360百万円の含み損を抱えていることになるため、兵庫みどり公社の分収造林事業は232百万円（＝分収造林事業の正味財産128百万円－分収造林事業の森林資産含み損360百万円）の実質債務超過にあることが分かる。（指摘事項）	県では新行革プランを策定後、社会経済情勢等を踏まえて３年毎に見直しを行っており、その中で分収造林事業も見直しを行い、公表してきた。 今回、包括外部監査の結果を受け、外部有識者で構成される委員会を令和４年８月に設置し、分収造林事業のあり方について抜本的な見直し検討を行っており、令和５年10月を目処に委員会としての報告書を取りまとめる予定である。
④　兵庫みどり公社が採用する方法で実質債務超過額を算定した場合には、共通経費の配賦率を個々の因子のみに基づき算定した場合や、両因子の平均値で算定した場合と比較して、実質債務超過額が大幅に過少に算定される結果を生んでおり、合理性を欠いている。分収造林事業に係る実態を適正に反映する計算方法とは言い難く、共通経費の配賦率として採用することについては、疑問が残る。（指摘事項）	包括外部監査の結果を受け　、共通経費の配賦率について、樹種別の管理期間と収穫材積の二つの因子を乗じて算定していたものを令和４年度から収穫材積のみに基づき算定する方法に見直した。
⑤　兵庫みどり公社の分収造林事業は、森林資産に少なくとも数十億円規模以上の多額の含み損を抱えている可能性があり、当該含み損を考慮した場合には多額の債務超過に陥ることになる。将来の事業の継続性に疑問を持たざるを得ず、非常に深刻な状況である。（指摘事項）	県では新行革プランを策定後、社会経済情勢等を踏まえて３年毎に見直しを行っており、その中で分収造林事業も見直しを行い、公表してきた。 今回、包括外部監査の結果を受け、外部有識者で構成される委員会を令和４年８月に設置し、分収造林事業のあり方について抜本的な見直し検討を行っており、令和５年10月を目処に委員会としての報告書を取

	りまとめる予定である。
⑥　平成27年度における「次世代施設園芸モデル団地事業資産」の取得時の処理及び平成27年度から令和２年度までの減価償却と指定正味財産から一般正味財産への振替に係る処理は、公益法人会計基準注解13に照らして疑問が残る。（指摘事項）	改めて公認会計士等に見解を求め、問題がないことを確認した。
⑦　兵庫みどり公社では、特定資産の中で最も多額である資金運用積立資産について、積立残高の上限額等を記した取扱要領等を定めていなかった。現状は、公益法人会計基準が求める「特定の目的のために設定（計上）」する根拠がない状況と言わざるを得ない。（指摘事項）	令和４年１月に「資金運用積立資産設置要領」を制定し、保有目的及び積立最高限度額等を明確にした。
⑧　合併契約書第３条では、一般社団法人兵庫農業会議は令和２年３月31日現在の貸借対照表を基礎として、これに効力発生日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を、効力発生日において兵庫みどり公社に引き継ぐこと、両法人は本契約締結後効力発生日までに、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行うものとすることが定められており、兵庫みどり公社の理事会の議決においては、理事の責任に直接及ぶ一般社団法人兵庫県農業会議の財務状況に関する説明は当然に行われるべきであった。（指摘事項）	令和４年３月に「内部統制の整備に関する基本方針」を改正し、理事会の決議を理事が合理的に行えるように、充分な情報提供を行わなければならない旨を明記し、適切な対応を図っている。
⑨　災害に強い森づくり事業の概算設計書を閲覧した結果、概算設計書の表紙には作成者の記名のみで査閲者及び承認者の記名・押印がない案件が散見され、査閲及び承認行為が適切に行われたものであるかが判別できなかった。（指摘事項）	概算設計書が査閲・承認されていることを明確にするため、令和４年度から概算設計書の表紙に記名・押印するよう改めた。
⑩　森林資産の資産性の有無は、兵庫みどり公社の決算書に非常に重要な影響を与えることから、兵庫みどり公社は、毎期、林業公社会計基準に従った検討を実施する必要がある。（意見）	令和４年度から、主伐事業の起工を決定する際に、事業計画地に係る減損処理の要否を判断している。
⑪　森林資産情報の注記は、森林資産に関する情報を適時、適確に提供し、そのリスク等への対策を早期から取り組む上で極めて重要な注記であることから、兵庫みどり公社は、毎期、林業公社会計 基準に従い、適切に注記を記載する必要がある。（意見）	森林資産情報である回収能力見込額の算出方法を検討し、令和４年度決算書から注記に記載する。

⑫　兵庫みどり公社では、共通経費の配賦率の算定方法について、見直しを行うべきである。（意見）	包括外部監査の結果を受け 、共通経費の配賦率について、樹種別の管理期間と収穫材積の二つの因子を乗じて算定していたものを令和４年度から収穫材積のみに基づき算定する方法に見直した。
⑬　兵庫みどり公社では、「次世代施設園芸モデル団地事業資産」の内訳を改めて調査し、「次世代施設園芸モデル団地事業資産」残高と指定正味財産残高を総額表示へ修正することも含め、兵庫みどり公社が採用する現行の会計処理及び表示方法が、公益法人会計基準に照らして適切であるか否かを再確認すべきである。（意見）	改めて公認会計士等に見解を求め、問題がないことを確認した。
⑭　兵庫みどり公社は、当該状況を是正するため、取扱要領等を速やかに作成する必要がある。（意見）	令和４年１月に「資金運用積立資産設置要領」を制定し、保有目的及び積立最高限度額等を明確にした。
⑮　「資金運用積立資産」を含め、過去の状況に基づき積立残高の上限額を設定する場合には、法人を取り巻く環境や実施する事業の状況の変化等を的確に反映できるよう、積立残高の上限額を必要に応じて見直す必要がある。（意見）	同上
⑯　兵庫みどり公社では、合併契約に関する議案の質疑において、一部の理事より財務状況に関する説明の必要性を問う質問が行われている。理事会のさらなる活性化やガバナンスの強化を図る上で、 理事等に対する十分な説明や情報提供を行うことを心掛ける必要がある。（意見）	令和４年３月に「内部統制の整備に関する基本方針」を改正し、理事会の決議を理事が合理的に行えるように、充分な情報提供を行わなければならない旨を明記し、適切な対応を図っている。
⑰　「災害に強い森づくり事業」は、県と兵庫みどり公社の随意契約締結後、兵庫みどり公社から外部業者へ再委託している事業が殆どであること及び県民税均等割超過課税である「県民緑税」を活用した事業であることから、より透明性の高い事業とすることが非常に重要である。従って、兵庫みどり公社では、「災害に強い森づくり事業」に係る入札の公平性、公正性をより確保し、事業の透明性をより高めるため、入札方法の見直しも検討すべきである。この場合、従来の価格のみによる方法にかえて、総合評価落札方式を取り入れる方法も考えられるが、入札事務の円滑性を考慮し、総合評価落札方式よりも簡便的な方法、例えば、入札金額に業者の過去実績をもとにした点数評価を加味するなど、金額以外の要素も取り入れるなどの方法も検討すべきである。（意見）	入札の実施にあたっては、入札の透明性・公平性が確保されるよう適切に対応する。

⑱　概算設計書が適切に査閲され、承認されていることを証するため、査閲者及び承認者の記名押印を徹底し、適切に書類の整備保管を行うべきである。（意見）	概算設計書が査閲・承認されていることを明確にするため、令和４年度から概算設計書の表紙に記名・押印するよう改めた。
⑹　分収造林事業のあり方 ①　県は、兵庫みどり公社の分収造林事業に係る森林資産に多額の含み損があり、将来の事業の継続性に疑義が生じている可能性について批判的な検討を十分に行わず、分収造林事業の実態についての県民への説明が不十分であった。県は、新行革プランにおいて、長期収支の改善を目指し、分収造林事業の抜本的見直しを含めた改革の方向性を定めているが、長年に渡り、兵庫みどり公社の分収造林事業の存廃の是非にまで踏み込んだ本格的な検討が行われなかった結果、700億円を超える全国最大規模の借入金を抱え、実質的には債務超過となる事態にまで至ったことは、非常に深刻な問題であると言わざるを得ない。（指摘事項）	県では新行革プランを策定後、社会経済情勢等を踏まえて３年毎に見直しを行っており、その中で分収造林事業も見直しを行い、公表してきた。 今回、包括外部監査の結果を受け、外部有識者で構成される委員会を令和４年８月に設置し、分収造林事業のあり方について抜本的な見直し検討を行っており、令和５年10月を目処に委員会としての報告書を取りまとめる予定である。
②　兵庫みどり公社では、令和12年度において、分収造林事業に係る日本政策金融公庫からの借入金（3,936百万円）と、市中金融機関からの借入金（4,090百万円）とによる計8,026百万円の償還の他、県営分収育林事業に係る市中金融機関からの借入金（4,510百万円）の償還も予定されており、これらを合わせた12,536百万円の借入金の償還を予定している。また、令和13年度からの５年間では、46,478百万円もの借入金の償還が予定されている。分収造林事業の財政状態を鑑みれば、予定通りに返済することは極めて困難であると想定されることから、県は、分収造林事業の存廃も含めたあり方について慎重に検討を行い、出来る限り速やかに結論を出す必要がある。（意見）	同上
③　分収造林事業のあり方の結論を導くまでには、福井県のように一定の検討期間が必要であり、その間、分収造林事業の継続的・安定的な財政運営及び経営を確保するため、県が、兵庫みどり公社に対して利子補給等の資金支援を実施することはやむを得ないと考えるが、その場合であっても、当該事業の運営が適切に行われているか、経営の合理化努力が絶え間なく進められているか等について、適時に確認する必要がある。（意見）	同上

④　県は、森林という多面的な公益的機能を有する貴重な社会基盤資産を確実に健全な姿で将来世代に引き継ぐため、兵庫みどり公社の分収造林事業が抱える問題を「今そこにある危機」として直視し、外部有識者等の専門家を招聘した上で分収造林事業のあり方検討委員会を発足し、長期収支見通しに基づく将来負担額の試算、債務の処理方法、職員の雇用を始めとした組織体制、国へ要請する必要のある支援策等の課題を整理するとともに、存廃を含む事業のあり方について、早急に検討すべきである。（意見）	同上
２　ひょうご豊かな海づくり協会 ⑴　書面決議手続の瑕疵 ①　理事の内、１名から提出された同意書の日付は、理事会決議日（令和３年４月１日）よりも遅い令和３年４月２日付であった。（指摘事項）	適正な書類の提出を受けるよう指導を行った。 また、瑕疵のあった書類については、あらためて正しい書類の提出を受けた。
②　理事の内、２名から提出された同意書及び監事の内、２名から提出された異議の無い旨の書類には、日付が記載されていなかった。（指摘事項）	同上
③　令和３年４月１日付で作成された理事会議事録に記載されている「令和３年４月１日までに理事の全員から文書により同意する旨の意思表示を、また、監事の全員から文書により異議のない旨の意思表示を得た」という記載は、不実の内容である。（指摘事項）	同上
④　理事会議事録では、理事総数13名の同意書及び監事総数の異議がないことを証する書類については、「別添のとおり」とされているが、当該書類は理事会議事録とともに編綴されておらず、別のファイルに保管されていた。（指摘事項）	理事会議事録の編綴について、一連の書類を適切に管理・編綴するよう指導した。
⑤　ひょうご豊かな海づくり協会の第43回理事会については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条及び定款第35条第２項に規定される書面決議の要件を欠いており、理事会決議の手続に瑕疵がある（指摘事項）	理事会の開催及び決議について、法令及び定款等の規定をあらためて確認するとともに、それらを遵守する必要があることを指導した。
⑥　ひょうご豊かな海づくり協会は、第43回理事会決議の手続の瑕疵を治癒するための措置を早急に講じるとととともに、法人の運営に際しては法令及び定款を遵守する必要があることを強く認識する必要がある。（意見）	同上

⑵　評議員の資格確認手続 ①　定款第11条第２項において、評議員選任時の要件を規定しており、新たに評議員を選任する際には当該要件を充足しているか否かを確認する必要があるが、略歴書の確認等にとどまり、確認手続が不十分であった。（指摘事項）	評議員選任時の要件の確認において、定款第11条第２項に該当する者でないことを表する書面の提出を受けることとした。
②　ひょうご豊かな海づくり協会では、定款第11条第２項の要件への抵触の有無を確認する書類を評議員候補者から入手する等、確認手続を適切に実施すべきである。（意見）	同上
⑶　監事の理事会への出席状況 ①　令和元年６月から令和３年６月に開催された理事会の議事録を確認した結果、理事会へ殆ど出席していない監事が確認された。（指摘事項）	監事の理事会への出席については、理事会の開催日程の事前調整等により出席義務を果たし、適切に監事の役割を果たすよう指導した。
②　ひょうご豊かな海づくり協会では、各監事が理事会の出席義務を適切に果たし、理事の職務執行を適切に監査すべきである。（意見）	同上
⑷　財産目録 ①　令和２年度の財産目録に記載されている土地（基本財産）及び建物（特定資産）について、ひょうご豊かな海づくり協会が保管している不動産登記簿謄本と照合した結果、建物（特定資産）の面積が不動産登記簿謄本と相違していた。（指摘事項）	財産の現況の確認を行い、財産目録を適切に補正するとともに、今後は適切な管理及び監事による監査がなされるよう指導した。
②　令和２年度の計算書類及びその付属明細書並びに財産目録に対して、令和３年６月３日付の監事監査報告書において、「計算書類及びその付属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。」との監査意見が表明されているが、監事による監査では上記の誤りが看過されていた。（指摘事項）	同上
③　ひょうご豊かな海づくり協会では、不動産登記簿謄本を改めて取得し、財産目録が適切に作成されるよう努める必要があり、また、監事は財産目録の記載内容について慎重に監査すべきである。（意見）	同上
⑸　備品出納簿への登録漏れ ①　令和２年度末における県の備品出納簿を確認した結果、海づくり大会放流種苗生産等委託事業で購入した備品のうち、備品出納簿へ	備品の現況の確認を行い、備品出納簿を適切に補正するとともに、今後は適切な管理が行われるよう徹底する。また、県有財産の管理について、定期的な確認

の登録が漏れている備品が散見された。（指摘事項）	を実施していく。
②　備品については管理物品数が多く、一度登録が漏れた場合にはそのまま放置される可能性もあり、現物管理上は適切ではない。そのため、備品を購入する段階で、備品出納簿への登録が漏れないような内部統制（例えば、10万円以上の備品を購入する際には、ひょうご豊かな海づくり協会から県へ適時に報告する仕組み）を構築する必要がある。（意見）	同上
⑹　実績報告書 ①　本来、対象職員の従事分に係る人件費を算出した上で実績金額を報告する必要があり、予算残額を人件費として報告することは誤りである。（指摘事項）	令和３年度の実績報告時より実績報告書の記載内容について正確なものとなるよう指導を行った。
②　収入に対する費用を精算するかたちで実績報告書が作成されており、収受する委託料には消費税が課税されるため、支出項目も全て消費税込の金額で報告されているが、人件費や賃金は消費税法上は課税の対象とはならない取引であり、誤解を与えかねない表記方法となっている。（指摘事項）	同上
③　業務を委託した農林水産技術総合センターでは、委託業務の詳細が記載された実施計画書に委託料の使途を明確に定めるとともに、実績報告書の記載方法についてもより分かり易い様式へ改めた上で、提出された実績報告書のチェックを徹底すべきである。（意見）	同上
⑺　ひょうご豊かな海づくり協会のあり方 ①　県は、資金運用の専門家ではない役職員による多額の有価証券の運用成果に組織の継続性を依存せざるを得ない状況を解消するとともに、栽培漁業という重要な技術を伝承し、事業を安定的かつ継続的に実施するため、ひょうご豊かな海づくり協会の職員構成や組織のあり方、資金運用の内容を早急に検討すべきである。（意見）	今後の資金運用は、外国債等のリスクの高いものではなく、国債・地方債等で行う旨を理事会で決定するとともに、協会の資金運用委員会に金融を熟知した委員を加えることとした。 また、事業・体制のあり方についても、事業の安定性、継続性の観点から、今後検討していく。
３　農林水産技術総合センター ⑴　農林水産技術総合センター（本所） ①　各研究課題の成果を評価するに際しては、各研究課題に投じられた費用と研究成果によって得られる便益（例：研究成果によって増加すると見込まれる農林水産業生産額、削減可能な生産コストなど）を比較することが非常に重要であるが、農林水産技術総合センターでは、研究課題ごとの費用が把握されてい	県の農林水産業の振興に寄与する研究を効果的に推進するため、研究課題の成果を定量的に評価する体制の検討を進めていく。

ないため、各研究課題の定量的な評価（試験研究費用と便益の比較分析）が行われていない。（指摘事項）	
②　清掃業務委託仕様書では、「毎月の清掃実施計画書を前月末日までに提出し、あらかじめ委託者の承認を得るとともに清掃実施報告書を翌月10日までに提出すること」と定められている。しかし、農林水産技術総合センターは、日常清掃業務の作業終了時の作業日誌による業務確認、定期清掃業務の事前日程調整及び作業完了後に作業写真報告書の受領・確認を行っているものの、清掃実施計画書及び清掃実施報告書を共に入手していなかった。（指摘事項）	令和４年度の契約以降、委託仕様書に基づき適切に清掃実施計画書及び清掃実施報告書の提出を受けている。
③　備品整理票シールが貼られていない備品が１件（移動式書庫）及び備品に貼られている備品整理票シールの整理番号が旧番号のままである備品が複数発見された。（指摘事項）	不備のあった備品の管理状況について是正を行った。 また、故障備品や使用見込みのない備品について、適宜廃棄を進めるなど、適切な備品管理を進めていく。
④　下見積りを特定の業者１者のみから徴取した場合には、当該業者は自らが提出した下見積り金額に基づき、予定価格を予測することが可能となり、他の参加予定業者に比べ圧倒的に情報有利となることから、入札の透明性、公平性が確保されていない。（指摘事項）	入札時における予定価格の算定方法については、入札の透明性・公平性が確保されるよう適切に対応する。
⑤　下見積りを特定の業者１社のみから徴取し、任意の掛け率を乗じて予定価格を算定する方法は、外見上、恣意的に契約形態を随意契約としているかのような誤解を与えかねないため、適切とは言えない。（指摘事項）	同上
⑥　研究課題別の原価管理によって「試験研究費用の見える化」を図り、研究成果によって得られる便益との比較分析を実施することにより、各研究課題の定量的な評価を実施できる体制を早急に整備すべきである。（意見）	県の農林水産業の振興に寄与する研究を効果的に推進するため、研究課題の成果を定量的に評価する体制の検討を進めていく。
⑦　清掃実施計画書及び清掃実施報告書は、契約の進捗状況の把握及び契約履行を示す重要書類であるため、委託に際しては予め様式を定めておくのが望ましい。農林水産技術総合センターは、委託先から当該書類を入手すべく仕様書の内容を改善すべきである。（意見）	令和４年度の契約以降、委託仕様書に基づき適切に清掃実施計画書及び清掃実施報告書の提出を受けている。
⑧　現物確認の過程では、旧整理番号のまま管理が行われている備品が散見されたため、現物確認を網羅的に実施する際には、新整理番号への修正を行うとともに、備品整理票シー	不備のあった備品の管理状況について是正を行った。 また、故障備品や使用見込みのない備品について、適宜廃棄を進めるなど、適切な備品管理を進めてい

ルの貼られていない備品については、シールの貼付けを行い、備品の管理を適切に実施すべきである。（意見）	く。
⑨　当包括外部監査で確認された備品以外にも、故障しているにも関わらず廃棄していない備品が散見されている。農林水産技術総合センターが管理する備品数は非常に多いことから、故障により使用する見込みのない備品を全て適切に管理することは、事務コストがかかり非効率であると言わざるを得ない。従って、故障備品等については定期的に廃棄をするなど、使用見込のない備品の取扱いや管理方法について、速やかに検討すべきである。（意見）	同上
⑩　予定価格を決定する際には、必ず複数業者から下見積りを行い、その上で適正な予定価格に基づいて、契約事務の執行に努めるべきである。（意見）	入札時における予定価格の算定方法については、入札の透明性・公平性が確保されるよう適切に対応する。
⑪　農林水産技術総合センターにおいても、事務作業の効率化、産学官連携による共同研究体制の構築と外部資金の獲得（受託研究等）、さらには、「試験研究費用の見える化」等を積極的に推進する必要があるが、試験研究活動を継続的に実施する上では、試験研究基盤の強化が最も重要であり、「ヒト」「モノ」「カネ」が良質な試験研究成果の源泉となることは言を俟たない。県の農林水産業の振興に重要な役割を担うことから、農林水産技術総合センターの充実化に向けた対応を図ることが望まれる。その場合、県の財政上の制約等があることも予想されることから、例えば、研究費用をクラウドファンディングによって広く県民から募るなど、県民参加型の試験研究に取り組むことも検討すべきである。（意見）	県の農林水産業の振興に寄与する試験研究が円滑に行われるよう、研究費用の新たな獲得手法について検討していく。
⑵　森林林業技術センター ①　下見積りを特定の業者１者のみから徴取した場合には、当該業者は自らが提出した下見積り金額に基づき、入札予定価格を予測することが可能となり、他の入札参加予定業者に比べ圧倒的に情報有利となり、入札の透明性、公平性が確保されていない。（指摘事項）	入札時における予定価格の算定方法については、入札の透明性・公平性が確保されるよう適切に対応する。
②　拠点整備事業により購入した物品に係る入札については、入札日から納品期限日まで約４～５ヶ月（自動一面鉋盤一式を除く。）あった点及び当該物品を取り扱う業者は数社のみであった点を勘案すると、他の業者に本入札案件を広く知らしめるために、入札公告期間を十分に確保して、より競争性が確保された	入札の実施にあたっては、入札の透明性・公平性が確保されるよう適切に対応する。

入札を実施すべきであった。（指摘事項）	
③　下見積りを特定の業者１者のみから徴取した場合には、当該業者は自らが提出した下見積り金額に基づき、予定価格を予測することが可能となり、他の参加予定業者に比べ圧倒的に情報有利となり、入札の透明性、公平性が確保されていない。（指摘事項）	入札時における予定価格の算定方法については、入札の透明性・公平性が確保されるよう適切に対応する。
④　下見積りを特定の業者１者のみから徴取した場合、下見積り金額によっては、本来は競争入札に付すことが適当と考えられる事案であるにも関わらず、契約形態を随意契約とすることが可能となることから、適切とは言えない。（指摘事項）	同上
⑤　令和２年12月に支給された会計年度任用職員期末手当に関して、担当者が出勤簿から「基準日以前６月以内の在職期間の勤務日数」を集計する際に、本来の勤務日数よりも誤って多く集計したことから、期末手当が過大に計算されている事案が発見された。（指摘事項）	令和３年11月に過大支給分に対して返還を受けた。今後は、複数の職員による確認を徹底する。
⑥　競争入札を実施するにあたり、予定金額を決定する際には、過去の入札事例や他の都道府県の事例等を参考にして決定する必要があり、下見積りを徴取せざるを得ない場合には、必ず複数の業者から下見積りを徴取すべきである。（意見）	入札時における予定価格の算定方法については、入札の透明性・公平性が確保されるよう適切に対応する。
⑦　今後、森林林業技術センターで入札を実施する際には、各入札案件の諸条件に照らし、入札公告期間をどの程度確保すべきかどうかを慎重に検討し、入札の競争性を十分に確保するような措置を講じるべきである。（意見）	入札の実施にあたっては、入札の透明性・公平性が確保されるよう適切に対応する。
⑧　予定価格を決定する際には、必ず複数業者から下見積りを徴取し、その上で適正な予定価格に基づいて、契約事務の執行に努めるべきである。（意見）	入札時における予定価格の算定方法については、入札の透明性・公平性が確保されるよう適切に対応する。
⑨　勤務日数の集計誤りの結果、対象職員に対して期末手当が4,210円過大に支給され、所得税が 479円過大に徴収されていることから、速やかに返還等の処理を行う必要がある。（意見）	令和３年11月に過大支給分に対して返還を受けた。今後は、複数の職員による確認を徹底する。
⑩　担当者以外の者によるチェックを強化するなど、期末手当の算定が適切に行われる体制を整備すべきである。（意見）	同上

⑶　但馬水産技術センター ①　特定の業者１者のみから下見積りを徴取し、その下見積り金額をそのまま設計金額、予定金額として利用していることは、入札の透明性、公正性、公平性の観点に照らして適切ではない。（指摘事項）	入札時における予定価格の算定方法については、入札の透明性・公平性が確保されるよう適切に対応する。
②　購入した備品は漁場の調査等に使用するため、全て民間の漁業関係者へ貸し出されているが、貸出備品を管理するための貸出簿は整備されていない。（指摘事項）	新たな備品の貸出時に覚書を交わすとともに、備品貸出簿の整備を行った。
③　民間の漁業関係者が使用した際、破損等の可能性があるものの、貸出時に漁業関係者と覚書等を交わしていないことから、責任関係が不明瞭となっている。（指摘事項）	同上
④　競争入札を実施するにあたり、設計金額を決定する際には、過去の入札事例や他の都道府県の事例等を参考にして決定する必要があり、下見積りを徴取せざるを得ない場合には、必ず複数の業者から下見積りを徴取すべきである。（意見）	入札時における予定価格の算定方法については、入札の透明性・公平性が確保されるよう適切に対応する。
⑤　県農政環境部は、但馬水産技術センターが実施する入札事務（見積合わせを含む）に関して、透明性、公正性、公平性を確保するよう指導を強化すべきである。（意見）	同上
⑥　但馬水産技術センターでは、購入した備品を民間の漁業関係者へ貸し出す際は、覚書等を交わすとともに、貸出状況を管理するための貸出簿を適切に整備すべきである。（意見）	新たな備品の貸出時に覚書を交わすとともに、備品貸出簿の整備を行った。
４　指定管理施設 ⑴　但馬牧場公園（指定管理者：新温泉町） ①　事業報告書に添付される収支に係る実績報告書には、指定管理料、利用料金及びその他の収入をあわせた総収入を記載する必要があるが、指定管理者（新温泉町）から提出された実績報告書には県から収受した指定管理料のみが記載されており、利用料金等の収入の記載が漏れていた。（指摘事項）	令和３年度の実績報告時より実績報告書の記載内容について正確なものとなるよう指導を行った。
②　月別実績表とその根拠資料であるエクセル管理表を照合した結果、合計額が 9,245円相違していた。（指摘事項）	誤りの生じない集計方法を整備するよう指導を行った。
③　実績報告書上の精算額は、実績額が報告されておらず、契約額に合わせた金額で報告されていた。（指摘事項）	令和３年度の実績報告時より実績報告書の記載内容について正確なものとなるよう指導を行った。

④　加工体験希望者から徴収した材料費については、新温泉町会計管理者名義の専用口座ではなく、職員個人の名義で開設された簿外口座へ預け入れ、管理されていた。当該取扱いは、長年にわたり続けられていたものであり、簿外口座の預金残高は1,116千円（令和３年９月10日時点）となっていた。（指摘事項）	令和４年２月に簿外通帳は廃止し、指定管理者である新温泉町の公費として取り扱うこととした。また、適正な収支報告及び財産管理が行われるよう指導するとともに、報告様式の改正や管理台帳の整備を実施した。
⑤　簿外口座から支出された取引内容を確認した結果、農産加工体験に使用する材料の購入代金以外の経費の支払に利用されている事例（インターネット通信料、加工体験に関する意見交換時の昼食代等）が複数確認された。（指摘事項）	同上
⑥　但馬牧場公園において保管される支出負担行為兼支出決定書（控え用）には、起票者印及び上席者の承認印が押印されていなかった。（指摘事項）	経理事務について、より適切な事務手続きが行われるよう指導を行った。
⑦　当包括外部監査における現地調査時に財産目録と県有財産の現物との照合作業を実施した結果、財産目録に記載している県有財産について、現物を確認できない事例が散見された。（指摘事項）	備品の現況の確認を行い、財産目録及び備品出納簿を適切に補正するとともに、今後は適切な管理が行われるよう徹底する。また、県有財産の管理について、定期的な確認を実施していく。
⑧　但馬牧場公園において管理している固定資産管理資料を閲覧した結果、令和２年度に取得した備品であるにも関わらず、令和３年度に更新された財産目録に記載されていない備品が発見された。（指摘事項）	同上
⑨　当包括外部監査における現地調査の際に現物確認を実施した結果、備品管理票を貼付していない備品が散見された。（指摘事項）	備品管理票の再確認を行い、貼付されていなかった備品は貼付を行った。
⑩　指定管理者（新温泉町）が、但馬牧場公園の財産等に関して、基本協定書等に基づく適切な管理を実施しているとは言い難い。（指摘事項）	適切な管理が行われるよう指導するとともに、県においても、定期的な確認を実施していく。
⑪　備品出納簿には、重要物品である但馬牧場公園内の但馬牛博物館の展示品や車両を除き、財産目録の備品等一覧に記載している備品の登録が漏れていることが判明した。従って、県畜産課は、県有財産の管理等について、県が定める財務関係通達等に反した取扱いを行っており、適切な財産管理が行われているとは言い難い。（指摘事項）	備品の現況の確認を行い、財産目録及び備品出納簿を適切に補正するとともに、今後は適切な管理が行われるよう徹底する。また、県有財産の管理について、定期的な確認を実施していく。

⑫　県の指定管理者（新温泉町）に対する指導は、形式的で不十分であったと言わざるを得ない。（指摘事項）	指定管理者へのヒアリングや現地調査等を強化していくことで、管理運営状況を適切に把握し、適正な施設管理の確保に努めていく。
⑬　「指定管理者制度導入施設の管理運営評価に係るガイドライン」に基づき、指定管理者に対する評価を行っており、令和２年度の評価を「Ａ（良）」（適正である）としているが、改善すべき事項が散見された事実を鑑みれば、甘い評価を行っていると言わざるを得ない。（指摘事項）	同上
⑭　県は、指定管理者に対して、実績報告書には指定管理料、利用料金及びその他の収入をあわせた総収入を記載するよう指導すべきである。（意見）	令和３年度の実績報告時より実績報告書の記載内容について正確なものとなるよう指導を行った。
⑮　属人的な集計方法ではなく、エクセル管理表の各集計項目について、まず県の様式である実績報告書及び月別実績表の項目と一致させ、対応関係を明確化することが必要である。その上で、集計方法をルール化し、担当者の異動があっても容易に集計可能な体制を整備すべきである。（意見）	誤りの生じない集計方法を整備するよう指導を行った。
⑯　エクセル管理表によって集計された金額は、但馬牧場公園における実績額であることから、契約額に合わせた精算額に調整するのではなく、当該実績額を報告すべきである。（意見）	令和３年度の実績報告時より実績報告書の記載内容について正確なものとなるよう指導を行った。
⑰　県は、指定管理者（新温泉町）に対して、簿外口座による管理を早急に中止し、適切な管理方法を実施するよう指導すべきである。（意見）	令和４年２月に簿外通帳は廃止し、指定管理者である新温泉町の公費として取り扱うこととした。また、適正な収支報告及び財産管理が行われるよう指導するとともに、報告様式の改正や管理台帳の整備を実施した。
⑱　これは、指定管理者（新温泉町）の事務手続に従った事務処理であるが、支出負担行為兼支出決定書は、但馬牧場公園における支出伝票の原本に相当するものであるため、起票者印及び上席者の承認印のある書類を保管するよう事務処理方法の変更を検討すべきである。（意見）	経理事務について、より適切な事務手続きが行われるよう指導を行った。
⑲　指定管理者（新温泉町）は、県との基本協定書に基づく適切な管理を徹底する必要があり、県は、指定管理者（新温泉町）への指導・監督を適時、適切に実施すべきである。（意見）	適切な管理が行われるよう指導するとともに、県においても、定期的な確認を実施していく。

⑳　県は、財務関係通達等の「備品管理要領」及び「備品管理要領の取扱いについて」に従い、但馬牧場公園において保有する県有財産の現物確認を実施し、「備品出納簿」を適時、適切に見直す必要がある。（意見）	備品の現況の確認を行い、財産目録及び備品出納簿を適切に補正するとともに、今後は適切な管理が行われるよう徹底する。また、県有財産の管理について、定期的な確認を実施していく。
㉑　県は、指定管理者（新温泉町）の事務が適切に行われるよう、指定管理者に対する指導・監督を強化すべきである。（意見）	指定管理者へのヒアリングや現地調査等を強化していくことで、管理運営状況を適切に把握し、適正な施設管理の確保に努めていく。
㉒　県は、指定管理者（新温泉町）の管理事務所への訪問やヒアリング等を積極的に実施することで、管理運営状況を適切に把握し、厳正かつ批判的な評価を実施すべきである。（意見）	同上
⑵　あわじ花さじき（指定管理者：兵庫県園芸・公園協会） ①　県は、兵庫県園芸・公園協会に対して仕様変更後の収支予算書を提出させておらず、あわじ花さじきに係る令和元年度の指定管理料（8,000千円）は利用料金制を考慮した兵庫県園芸・公園協会の希望委託額を踏まえて決定されたものではないことから、指定管理料の設定に指定管理者の提案が活用されていない。（指摘事項）	令和５年度の指定管理者の指定において、兵庫県園芸・公園協会から提出を受けた収支予算書を踏まえ指定管理料を設定した。
②　「運営業務」は、利用料金の徴収及び還付に関する業務、花畑等の植栽に関する業務、園内案内・利用案内・接遇業務等、指定管理業務の中心的な業務であるにもかかわらず、指定管理料の対象経費として認めないことは不合理である。（指摘事項）	令和４年度の兵庫県立公園あわじ花さじきの管理に関する年度協定書において、「運営業務」を指定管理料の対象経費とした。
③　形式的には、指定管理料を運営事業費に充当することは協定書に違反することとなるが、県は、指定管理者が指定管理料を運営事業費に充当していないことを資料等に基づき明確に確認していない。（指摘事項）	指定管理料が協定書に定められた経費に充当されていることを確認できる書類を求め、十分な検査を行う。
④　基本協定書締結以降、例えば、駐車料金徴収ゲート、防風壁等が新たに設置されており、財産に増減が生じていることから、基本協定書第 11 条第４項に基づき県は指定管理者に対して通知を行う必要があるが、県は書面による通知を行っていない。（指摘事項）	今後は財産に増減が生じる場合、基本協定書第11条第４項に従い、適切に通知を行う。
⑤　県は、兵庫県園芸・公園協会が、県立公園あわじ花さじき駐車料金徴収ゲート設置に係る設計・積算業務委託契約の主要な部分である設計業務を再委託する予定であることを予め把握しているにも関わらず、随意契約の理	指定管理施設の整備等に係る発注方法については、随意契約の必要性の有無を含めて透明性・公平性が確保されるものとなるよう対応する。

由の一つとして設計業務の実績を有するという点を挙げていることは、合理性を欠くものである。（指摘事項）	
⑥　兵庫県園芸・公園協会が県立公園あわじ花さじき駐車料金徴収ゲート設置に係る設計・積算業務委託契約の主要な部分である設計業務を再委託していることは、委託契約書第９条に照らして、疑問が残る。（指摘事項）	委託先事業者が再委託を行う場合には、相手方やその範囲等の報告を受け、再委託を行う合理的な理由等を踏まえて適切に判断し、承認手続きを行う。
⑦　県は、契約の締結に当たり、兵庫県園芸・公園協会より見積書を入手しているが、決裁書上は、見積金額が適切で合理的であることを検討した事実は確認できない。（指摘事項）	外郭団体との随意契約により業務を委託する場合には、契約金額や随意契約を行う合理性等について、十分な審査、検討を行う。
⑧　県は、契約の変更に際して、兵庫県園芸・公園協会より見積書を入手しているが、当初契約と同様、見積金額が適切で合理的であることを検討している形跡は確認できない。（指摘事項）	同上
⑨　本来、兵庫県園芸・公園協会は、委託業者から売上報告書とともに関連資料（ジャーナルのコピー等）を入手することで、売上報告書に記載された売上高が正確であることを確認する必要があるが、このような手続は行われていない。（指摘事項）	今後、運営管理状況の確認等にあたっては、関連資料の確認を行っていく。
⑩　事業報告書の収支の状況には、自主事業に係る全ての収支の状況を記載すべきであり、自主事業であるレストラン及び地域特産物等販売所に係る収支が含まれていない現状の事業報告書は、不適切である。（指摘事項）	令和３年度の実績報告時より実績報告書の記載内容について正確なものとなるよう指導を行った。
⑪　兵庫県園芸・公園協会から提出された令和２年度の事業報告書を閲覧した結果、業務収支状況において、維持管理・運営費区分の消耗品費を調整することで、収入額と支出額が同額になるように報告していた。（指摘事項）	同上
⑫　工作物について、基本協定書別記３にある財産目録と公有財産台帳との整合性を確認した結果、対応関係が不明なものが散見された。（指摘事項）	工作物の現況の確認を行い、財産目録及び公有財産台帳を適切に補正するとともに、今後は適切な管理が行われるよう徹底する。 また、県有財産の管理について、定期的な確認を実施していく。
⑬　駐車場精算機や遮断バー等の徴収ゲート設置に係る工作物について、公有財産台帳へ未登録の状況であった。（指摘事項）	同上

⑭　兵庫県園芸・公園協会の備品台帳にある備品について、財産目録の登録状況を確認した結果、未登録の備品が散見された。(指摘事項)	備品の現況の確認を行い、財産目録及び備品出納簿を適切に補正するとともに、今後は適切な管理が行われるよう徹底する。 また、県有財産の管理について、定期的な確認を実施していく。
⑮　財産目録に記載されている県旗（紐付き）が、兵庫県園芸・公園協会の備品台帳には登録されていなかった。(指摘事項)	同上
⑯　県の指定管理者（兵庫県園芸・公園協会）に対する指導は、形式的で不十分であったと言わざるを得ない。(指摘事項)	指定管理者へのヒアリングや現地調査等を強化していくことで、管理運営状況を適切に把握し、適正な施設管理の確保に努めていく。
⑰　「指定管理者制度導入施設の管理運営評価に係るガイドライン」に基づき、指定管理者に対する評価を行っており、令和２年度の評価について、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら県と協力して施設を運営し、入園者数の確保にも取り組んだ実績を踏まえ、「Ａ（良）」(適正である）としているが、収支報告を始め、改善すべき事項が散見された事実を鑑みれば、甘い評価を行っていると言わざるを得ない。(指摘事項)	同上
⑱　県は、指定管理者からの提案を踏まえ、適切に指定管理料を設定する必要がある。(意見)	令和５年度の指定管理者の指定において、兵庫県園芸・公園協会から提出を受けた収支予算書を踏まえ指定管理料を設定した。
⑲　指定管理業務の中心的な業務である「運営業務」に係る費用を指定管理料の対象経費から敢えて除外する理由は見当たらず、また、指定管理者が運営事業費に指定管理料を全く充当していないことは想像し難いことから、県は、指定管理料の対象経費として「運営事業費」を追加すべきである。(意見)	令和４年度の兵庫県立公園あわじ花さじきの管理に関する年度協定書において、「運営業務」を指定管理料の対象経費とした。
⑳　県は、追加工事等により基本協定書に定める財産に増減が生じた場合には、基本協定書第11条第４項に従い、指定管理者に対して適時に書面による通知を発出すべきである。(意見)	今後は財産に増減が生じる場合、基本協定書第11条第４項に従い、適切に通知を行う。
㉑　県は、民間活用の可能性や再委託の状況などを十分に検証した上で、兵庫県園芸・公園協会による再委託でなければ履行できない合理的な理由を具体的かつ明瞭にすることで、公平性や透明性を確保する必要がある。(意見)	委託先事業者が再委託を行う場合には、相手方やその範囲等の報告を受け、再委託を行う合理的な理由等を踏まえて適切に判断し、承認手続きを行う。

㉒　県は、合理的な理由に基づき、外郭団体との随意契約により業務を委託する場合には、契約金額を含め、取引の公正性、公平性、透明性をより一層確保する必要がある。（意見）	外郭団体との随意契約により業務を委託する場合には、契約金額や随意契約を行う合理性等について、十分な審査、検討を行う。
㉓　兵庫県園芸・公園協会は、売上納付金を適切に請求するために、委託業者から売上報告書とともに関連資料（ジャーナルのコピー等）を毎月入手し、売上報告書に記載された売上高が正確であることを確認すべきである。（意見）	今後、運営管理状況の確認等にあたっては、関連資料の確認を行っていく。
㉔　兵庫園芸・公園協会は、警備業務の委託に関して、例えば契約期間を指定管理期間として複数年契約にするなど、契約内容を業者にとって参入意欲が沸く内容に見直し、より多くの業者が見積合わせへ参加し易くすることで、競争性をより一層高める努力をすべきである。（意見）	指定管理者へのヒアリングや現地調査等を強化していくことで、管理運営状況を適切に把握し、適正な施設管理の確保に努めていく。
㉕　事業報告書は、県が指定管理業務の運営について適正に行われているかを確認するための重要な報告書であるため、兵庫県園芸・公園協会は、県と事業報告書に記載すべき項目について協議を行い、適正な事業報告書の提出に努めるべきである。（意見）	令和３年度の実績報告時より実績報告書の記載内容について正確なものとなるよう指導を行った。
㉖　実績報告書は、収入額と支出額を同額として報告するものではなく、実際の支出額を実績額として報告すべきものであり、そもそも支出額が収入額と同額になる可能性は極めて低いと考えられる。従って、今後は、兵庫県園芸・公園協会は、実績報告書において実際の支出額を報告すべきである。（意見）	同上
㉗　諸標や駐車場表示板等は公有財産台帳上登録されておらず、整備状況が杜撰であるため、駐車場精算機や遮断バー等の徴収ゲートの取扱いを含め、再調査を行い、対応関係を明確にした上で、速やかに登録すべきである。（意見）	工作物の現況の確認を行い、財産目録及び公有財産台帳を適切に補正するとともに、今後は適切な管理が行われるよう徹底する。また、県有財産の管理について、定期的な確認を実施していく。
㉘　県は、基本協定書上の財産目録への登録の際には、登録漏れがないかどうかについて確認を徹底すべきである。（意見）	備品の現況の確認を行い、財産目録及び備品出納簿を適切に補正するとともに、今後は適切な管理が行われるよう徹底する。また、県有財産の管理について、定期的な確認を実施していく。
㉙　兵庫県園芸・公園協会は、備品台帳と財産目録の整合性について、今一度確認するとともに、今後も定期的に整合性を確認すべきである。（意見）	同上

㉚　県は、指定管理者（兵庫県園芸・公園協会）の事務が適切に行われるよう、指定管理者に対する指導・監督を強化すべきである。（意見）	指定管理者へのヒアリングや現地調査等を強化していくことで、管理運営状況を適切に把握し、適正な施設管理の確保に努めていく。
㉛　県は、指定管理者（兵庫県園芸・公園協会）の管理事務所への訪問やヒアリング等を積極的に実施することで、管理運営状況を適切に把握し、厳正かつ批判的な評価を実施すべきである。（意見）	同上
５　その他の個別事業 ⑴　兵庫みどり公社運営費補助（楽農生活推進費）【総合農政課】 ①　兵庫みどり公社の役員である常務理事の給料等は、「職員の給料等」には該当せず、補助対象経費とはならない。また、補助事業のみに関与しているわけではないため、支給される給料等の全額を補助事業の対象とすることはできない。従って、兵庫みどり公社常務理事兼センター長の給料等の全額を補助対象経費とした補助金の支給は、令和２年度農政環境部補助金交付要綱に形式的には違反している。（指摘事項）	 令和４年度の補助金交付要綱から補助対象経費を「役職員の給料等」と改定した。
②　県は、補助金交付要綱において、補助対象経費を適切に記載すべきである。なお、補助金交付要綱を見直す際には、楽農生活推進事業に関わる役員を含む全人員の人件費を補助対象とすることの必要性及び合理性について、改めて慎重に検討する必要がある。（意見）	同上
⑵　中山間地域等直接支払交付金【総合農政課】 ①　３市町（豊岡市、香美町及び新温泉町）から提出された交付金交付申請書及び関係書類を確認した結果、豊岡農林水産振興事務所は、交付金交付申請書に記載された交付申請額と関係書類（収支予算書等）に記載された交付金の額が相違していることを看過し、「審査の結果適正と認められます」と誤った判定を行っていた。（指摘事項）	 補助金にかかる提出書類（交付申請、実績報告等）について、記載内容及び添付書類の厳格な精査を実施する。
②　県は、各市町から提出される書類に記載誤り等がないか否かを適切に確認し、記載誤り等が発見された場合は、各市町へ修正を指示する等、適切に対応すべきである。（意見）	同上
⑹　新規就農者確保事業【農業経営課】 ①　南あわじ市については実績報告書及び収支計算書に加えて、新規就農者が各市町に提出した「農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書」を入手していたが、洲本市及び	 同上

淡路市については「農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書」を入手していなかった。（指摘事項）	
②　洲本農林水産振興事務所は、各市町より新規就農者確保支援事業に係る実績報告書を入手する際には、「農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書」もあわせて入手すべきである。（意見）	同上
⑺　兵庫みどり公社運営費補助（農地中間管理事業費）【農業経営課】 ①　県は、兵庫みどり公社副理事長の給料等の全額を補助対象経費として補助金を支給しているが、令和２年度農政環境部補助金交付要綱上の補助対象経費との関係性が不明確であり、補助金支給の合理性については疑問が残る。（指摘事項）	令和４年度の補助金交付要綱から補助対象経費を「役職員の給料等」と改定した。
②　県は、兵庫みどり公社企画経営部管理課長の給料等の全額を補助対象経費として補助金を支給しているが、令和２年度農政環境部補助金交付要綱上の補助対象経費との関係性が不明確であり、補助金支給の合理性については疑問が残る。（指摘事項）	当該補助金は、農地中間管理機構事業と併せ、ひょうご農林機構の運営を円滑に推進することを目的としていることから、引き続き補助対象としていく。 なお、令和４年度の補助金交付要綱から補助対象経費を「役職員の給料等」と改定した。
③　県は、兵庫みどり公社企画経営部経営課員に対して支給される勤勉手当、通勤交通費、共済費等を補助対象経費として補助金を支給しているが、令和２年度農政環境部補助金交付要綱上の補助対象経費との関係性が不明確であり、補助金支給の合理性については疑問が残る。（指摘事項）	令和４年度から計上していない。
④　県は、補助金交付要綱において、補助対象経費を適切に記載すべきである。なお、補助交付要綱を見直す際には、役員である兵庫みどり公社副理事長の給料等の全額を補助対象とすることの必要性及び合理性について、改めて慎重に検討する必要がある。（意見）	令和４年度の補助金交付要綱から補助対象経費を「役職員の給料等」と改定した。
⑤　県は、補助金交付要綱において、補助対象経費を適切に記載するとともに、支給対象者の業務の従事状況を適切に確認すべきである。（意見）	今後は補助金の支給対象者の従事業務を確認し、補助金交付の合理性について十分に検討していく。
⑻　野菜産地総合整備対策事業【農産園芸課】 ①　淡路市から提出された補助事業実績報告書を確認した結果、（別紙様式１号）産地競争力強化総合対策事業実績書の注書において「補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について	補助金にかかる提出書類（交付申請、実績報告等）について、記載内容及び添付書類の厳格な精査を実施する。

融資を受ける場合には、備考欄に『融資該当有』と記入の上、別紙様式１－２号を作成し添付すること」とされているが、洲本農林水産振興事務所は、備考欄には「融資該当有」との記載は無く、又、別紙様式１－２号が添付されていないことを看過していた。（指摘事項）	
②　洲本農林水産振興事務所は、補助事業実績報告書を受領した際には、注書等の内容も含め、記載が適切に行われているか否かを慎重に確認すべきである。（意見）	同上
⑿　森林組合機能強化資金貸付金【林務課】 ①　実績報告書に添付されている総括表について、転貸先森林組合の実績を確認した結果、「森林の整備」の事業量と事業費について、合計量・合計額の記載が誤っており、また、事業費総額の合計額も誤った記載が行われていた。（指摘事項）	実績報告について、記載内容及び添付書類の厳格な精査を実施する。
②　外部金融機関からの借入金の返済は「費用」とは言えず、令和２年度森林組合機能強化資金貸付要綱第２条に定める貸付対象（共同利用施設の整備に係る費用）には該当しない。従って、県は、兵庫県森林組合連合会に対して、外部金融機関からの借入金の返済という要綱に定める目的以外の使途のために多額の貸付を行っていることになり、不適切である。（指摘事項）	外部金融機関への返済資金も共同利用施設の整備にかかる費用と認識し、貸付けを行ってきた。 兵庫県森林組合連合会は、貸付対象であった木質バイオマス事業から撤退することとしたため、当該貸付金については令和４年度限りの措置となる予定である。
③　森林組合機能強化資金貸付要綱上、実績報告の調査は必須項目となっていないが、貸付金が800,000千円と多額であり、貸付に係る債権の管理や保全のために実績報告の調査は必須と考えられるため、要綱上、実績報告の調査を必須項目として明記し、調査方法についても整備すべきである。（意見）	実績報告について、記載内容及び添付書類の厳格な精査を実施する。
④　県は、森林組合機能強化資金貸付要綱に定める目的のみを対象とした貸付へ速やかに是正すべきである。（意見）	外部金融機関への返済資金も共同利用施設の整備にかかる費用と認識し、貸付けを行ってきた。 兵庫県森林組合連合会は、貸付対象であった木質バイオマス事業から撤退することとしたため、当該貸付金については令和４年度限りの措置となる予定である。
⑤　県は、木質バイオマス事業に関する改善計画の進捗状況については、兵庫県森林組合連合会の担当者と定期的に打ち合わせをする等により確認しているが、兵庫県森林組合連合会全体として多額の借入金を計上している状況を鑑みれば、兵庫県森林組合連合会全体の	原木の入荷量を定期的に確認することで改善計画の進捗状況を判断し、中長期的には単年度の黒字化を見込み、貸付けを行ってきた。 兵庫県森林組合連合会は、貸付対象であった木質バイオマス事業から撤退することとしたため、当該貸付金については令和４年度限りの措置となる予定であ

資金繰りについても定期的に確認を行い、借入金の返済能力に問題が生じていないかを検証するなど、債権管理手続を強化すべきである。（意見）	る。
⑥　県は、兵庫県森林組合連合会に対する貸付金について、貸付目的や資金使途を再度整理するとともに、木質バイオマス事業に係る計画の進捗状況や今後の見通しを踏まえた上で要支援額を把握し、県の財政状態及び将来の貸倒リスクを適切に表示するためにも、長期貸付等への切り替えを検討すべきである。（意見）	兵庫県森林組合連合会は、貸付対象であった木質バイオマス事業から撤退することとしたため、当該貸付金については令和４年度限りの措置となる予定である。
⒀　森林組合等経営基盤強化対策事業【林務課】 ①　森林組合系統組織指導事業のうち、森林組合改革プラン推進に係る個別指導員の旅費及び森林組合育成強化対策事業のうち、その他研修に係る個別指導員の旅費について、支出額（実績額）と収入額（予算額）を一致させるために、実際の支出額よりも過少に報告されていた。（指摘事項）	補助金にかかる提出書類（交付申請、実績報告等）について、記載内容及び添付書類の厳格な精査を実施する。
②　森林組合育成強化対策事業のうち、経営者育成研修に係る専門家派遣料を税抜金額で報告すべきであるにも関わらず税込金額で報告され、職員経費の人数換算を5.5日で報告すべきところ２日で報告された結果、実際の支出額よりも過少に報告されていた。（指摘事項）	同上
③　令和２年度農政環境部補助金交付要綱第 13 条において、実績報告に係る書類の審査が義務付けられているにも関わらず、実績報告のチェック漏れが散見されており、実績報告書に係る県の確認作業が不十分である。（指摘事項）	同上
④　実績報告書は、収入額と支出額を同額として報告するものではなく、実際の支出額を実績額として報告すべきものであり、そもそも支出額が収入額と同額になる可能性は極めて低いと考えられる。 今後は、実績報告書において実際の支出額を報告すべきである。（意見）	同上
⑤　実績報告書上の金額が実績額よりも過少であり、補助金の返還等は不要と判断される事案であるが、仮に過大申告であった場合、県への返還が必要になった恐れもある。従って、県は、実績報告書に係る確認体制を強化すべきである。（意見）	同上

⒁　兵庫県産木材利用促進特別融資事業【林務課】 予算を有効活用するために、過年度における事業の有効性評価を実施し、今後の木材需要を考慮した上で、融資制度の種類や条件等を再検討するなど、兵庫県産木材利用促進特別融資事業制度の見直しを図るべきである。（意見）	貸付実績を踏まえ、令和４年度当初予算において、融資枠を適正規模に見直した（融資枠２億円→１億円）。
⒂　兵庫県産木材利用木造住宅特別融資事業【林務課】 住宅を新築する場合、一般的には、土地を併せて購入し、当該土地と住宅購入資金の総額を基礎として住宅ローンを組むことが多く、住宅建築費のみを融資対象とする現行の制度は、利用者にとっては魅力が乏しく、活用しづらい制度となっている可能性がある。県民にとってより魅力のある、活用し易い融資事業とするため、融資対象として土地の購入資金も含めることが出来ないか、現行の限度額が市場のニーズに対応しているかどうか等、様々な角度から制度内容の見直しを検討すべきである。（意見）	民間金融機関で多様な長期固定金利型住宅ローンが存在している上に、低金利化において変動金利型が選択されやすい状況であり、貸付実績が低迷していることから、令和４年度以降の新規貸付を停止した。
⒃　針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業【林務課】 ①　加東農林振興事務所において、針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業の報告状況を確認した結果、県農政環境部長へ遂行状況報告書が提出されていなかった。（指摘事項）	「針葉樹林と広葉樹林の混交整備事業実施要領」第16に規定している遂行状況報告書について、進捗がない場合には省略可能となるよう改定した。 また、必要な場合に提出が漏れないよう指導を行った。
②　光都農林振興事務所において、針葉樹林と広葉樹林の混交林整備事業の報告状況を確認した結果、市町村へ遂行状況報告書の提出を求めておらず、また、県農政環境部長に対する報告も行われていなかった。（指摘事項）	同上
③　県は、加東農林振興事務所に対して10月末現在の遂行状況報告書の提出状況を確認し、提出されていない場合には、適時、適切に提出するよう指導を徹底すべきである。（意見）	同上
④　事務手続を簡略化する上で、事業の進捗がない場合には進捗状況報告書の提出を省略する取扱いとすることに異論はないが、それに当たっては、進捗がない場合には省略可能である旨を実施要領に明記する、又は、省略した旨を県農政環境部長に報告すべきである。（意見）	同上
⑤　県は、光都農林振興事務所に対して10月末現在の遂行状況報告書の提出状況を確認し、提出されていない場合には、適時、適切に提出するよう指導を徹底すべきである。（意見）	同上

⑥　事務手続を簡略化する上で、事業の進捗がない場合には進捗状況報告書の提出を省略する取扱いとすることに異論はないが、それに当たっては、進捗がない場合には省略可能である旨を実施要領に明記する、又は、省略した旨を県農政環境部長に報告すべきである。（意見）	同上
⒄　兵庫みどり公社運営費補助（森林整備推進費）【林務課】 ①　兵庫みどり公社の役員である理事長、常務理事及び監事の給料等は、「職員の給料等」には該当せず、補助対象経費とはならない。従って、兵庫みどり公社理事長、常務理事及び監事の給料等の全額を補助対象経費とした補助金の支給は、令和２年度農政環境部補助金交付要綱に形式的には違反している。（指摘事項）	令和４年度の補助金交付要綱から補助対象経費を「役職員の給料等」と改定した。
②　支給対象者の内、１名は兵庫みどり公社の顧問であり、県は、顧問に対する報酬・通勤交通費を補助対象経費として補助金を支給している。しかし、顧問は、兵庫みどり公社の役員でもなければ、職員でもないことから、顧問に対する報酬等は「職員の給料等」に当然該当せず、補助対象経費とはならない。従って、兵庫みどり公社顧問の報酬・通勤交通費を補助対象経費とした補助金の支給は、令和２年度農政環境部補助金交付要綱に形式的には違反している。（指摘事項）	令和３年度から計上していない。
③　県は、補助金交付要綱において、補助対象経費を適切に記載すべきである。なお、補助金交付要綱を見直す際には、兵庫みどり公社理事長等の役員の人件費を補助対象とすることの必要性及び合理性について、改めて慎重に検討する必要がある。（意見）	令和４年度の補助金交付要綱から補助対象経費を「役職員の給料等」と改定した。
⒅　県民緑基金積立金【豊かな森づくり課】 ①　県民緑基金は、５年間という時限措置として導入された県民緑税を財源とする基金である以上、原則として、課税期間終了時点で基金残額は零となるべき性格の基金であり、それを目指して事業を推進する必要がある。しかし、第１期～第３期の課税期間終了時点での基金残額を見る限り、決してそのような状況には至っておらず、未利用の基金残額が多額に残っていた。（指摘事項）	県民緑税は、課税期間によって収納時期に年度のずれが生じる場合があることから、収納時点も踏まえて適切に事業を実施している。 なお、県民緑基金を財源とする事業の実施にあたっては、今後もその設置目的を踏まえ効果的かつ計画的に活用するよう推進していく。

②　県民緑基金は、県民緑税という追加的な税を財源として設定された基金である以上、設置目的や使途に従って適切に運用されることは勿論のこと、事実上の目的税を財源とするものであることから、その使途や効果に対する県民の関心は高く、事業を効果的に実施する上では、県民の理解や協力が必要不可欠である。県民緑税は、令和３年度から再び延長されていることから、第３期追加対策事業及び第４期対策事業を的確に遂行するとともに、事業遂行状況や基金残額の推移等に対して、説明責任を果たす必要がある。（意見）	同上
⒆　緊急防災林整備事業（第３期）【豊かな森づくり課】 ①　事業完了に先立ち変更計画書を提出しているため、県の補助金交付要綱上は問題ない。しかし、洲本市が実施した工事は、変更計画書が提出された２週間以上も前の令和３年１月29日に完了しているにも関わらず、洲本農林水産振興事務所は変更計画書が適切な時期に提出されているかを確認していなかった。（指摘事項）	補助事業における事業事業計画の変更にあっては、適切な変更申請が行われるよう事業者に指導していく。
②　今後は、事業計画の変更が必要となった際、県は事業主体に対して適切な時期に変更申請を行うことを指導するよう留意が必要である。（意見）	同上
⒇　県単独林道事業（改良型）【治山課】 森林基幹道改良事業及び県単独林道整備事業については、入札の公平性、公正性をより確保し、事業の透明性をより高めるため、入札方法の見直しも検討すべきである。この場合、従来の価格のみによる方法にかえて、総合評価落札方式を取り入れる方法も考えられるが、入札事務の円滑性を考慮し、総合評価落札方式よりも簡便的な方法、例えば、入札金額に業者の過去実績をもとにした点数評価を加味するなど、金額以外の要素も取り入れるなどの方法も検討すべきである。（意見）	入札の実施にあたっては、入札の透明性・公平性が確保されるよう適切に対応する。
(21)　県単独治山事業【治山課】 ①　元請負業者が同一工事に係る入札に参加した別の業者と下請負契約を行うことは、仮に工事の一部であったとしても、当初の入札時に自らが提示した価格よりも低い金額で受注することになること、又、入札時に最低制限価格を設定する趣旨から逸脱する結果となる可能性も否定できず、入札の公正性、公平性及び透明性の観点からは、適切であるとは言い難い。（指摘事項）	同一工事に係る入札に参加した別の業者に対する下請負契約を行うことについて、関係課とも協議し対応方針の策定を検討する。

②　元請負業者と同一工事に係る入札に参加した別の業者が下請負契約を行った内容（山腹工）や、当該契約金額に係る元請負業者が県と契約した金額に占める割合が５割を超えている状況は、外観上、工事の主たる部分、もしくは主たる部分に係る工事の一部について下請負をさせているという疑念が生じ、多くの自治体において懸念する「望ましくない下請負関係」の一例に該当する可能性がある。（指摘事項）	同上
③　県では、同一工事に係る入札に参加した別の業者に対する下請負契約について、禁止通知を含めた規制を特段設けていないが、入札の公平性、公正性及び透明性を確保する観点から、他の自治体の事例等を参考にした上で、下請負契約に関する対応方針の策定を検討すべきである。（意見）	同上
㉒　県単独治山ダム緊急整備事業【治山課】 ①　山腹工事及び地すべり防止工事に係る事業を将来にわたって円滑に遂行し、森林機能の回復・増進を長期的に図るためには、豊岡農林水産振興事務所は、山腹工事及び地すべり防止工事に係る現場等技術業務に係る民間コンサルタントの実施可能性について、速やかに調査を行うべきである。その上で、従来の方法とは別の契約形態の在り方（例えば、競争入札において民間コンサルタントが受嘱した場合でも、業務品質及び安定性の観点から別途兵庫県治山林道協会にサポート業務を委託する、兵庫県治山林道協会による研修会へ補助を行うなど）について検討を行い、山腹工事及び地すべり防止工事における現場等技術業務委託の担い手数を増やすための対策を講じるべきである。（意見）	山腹工事及び地すべり防止工事における現場等技術業務の担い手を確保するため、発注先の選定を始め、兵庫県治山林道協会の協力を受けた対策を検討する。
②　山腹工事及び地すべり防止工事に係る事業を将来にわたって円滑に遂行し、森林機能の回復・増進を長期的に図るためには、朝来農林振興事務所は、山腹工事及び地すべり防止工事に係る現場等技術業務に係る民間コンサルタントの実施可能性について、速やかに調査を行うべきである。その上で、従来の方法とは別の契約形態の在り方（例えば、競争入札において民間コンサルタントが受嘱した場合でも、業務品質及び安定性の観点から別途兵庫県治山林道協会にサポート業務を委託する、兵庫県治山林道協会による研修会へ補助を行うなど）について検討を行い、山腹工事及び地すべり防止工事における現場等技術業務委託の担い手数を増やすための対策を講じるべきである。（意見）	同上

③　山腹工事及び地すべり防止工事に係る事業を将来にわたって円滑に遂行し、森林機能の回復・増進を長期的に図るためには、洲本農林水産振興事務所は、山腹工事に係る現場等技術業務に係る民間コンサルタントの実施可能性について、速やかに調査を行うべきである。その上で、従来の方法とは別の契約形態の在り方（例えば、競争入札において民間コンサルタントが受嘱した場合でも、業務品質及び安定性の観点から別途兵庫県治山林道協会にサポート業務を委託する、兵庫県治山林道協会による研修会へ補助を行うなど）について検討を行い、山腹工事における現場等技術業務委託の担い手数を増やすための対策を講じるべきである。（意見）	同上
④　山腹工事に係る事業を将来にわたって円滑に遂行し、森林機能の回復・増進を長期的に図るためには、光都農林振興事務所は、山腹工事に係る現場等技術業務に係る民間コンサルタントの実施可能性について、速やかに調査を行うべきである。その上で、従来の方法とは別の契約形態の在り方（例えば、競争入札において民間コンサルタントが受嘱した場合でも、業務品質及び安定性の観点から別途兵庫県治山林道協会にサポート業務を委託する、兵庫県治山林道協会による研修会へ補助を行うなど）について検討を行い、山腹工事における現場等技術業務委託の担い手数を増やすための対策を講じるべきである。（意見）	同上
⒇　県単独治山ダム緊急整備事業（緊急自然災害防止対策）【治山課】 ①　県には、入札が行われた時点では、人的関係がある者同士が同一工事に係る入札へ参加することを制限する規定が整備されておらず、入札の公正性、公平性及び透明性を確保する観点からは望ましいとは言えない状態であった。（指摘事項）	 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準については、令和４年10月１日より適用し適正に運用している。
②　現在、県では、人的関係及び資本関係がある者同士の同一入札への参加を制限する規定を整備し、令和４年10月１日以降に入札公告する案件から適用するとしている。今後は、当該規定の適正な運用に努めるべきである。（意見）	同上
㉔　全国豊かな海づくり大会会場等整備事業【全国豊かな海づくり大会企画課】 ①　委託契約の決裁書を閲覧した結果、随意契約に係る地方自治法施行令の一部を抜粋したものが参考資料として添付されているのみ	 随意契約によらなければならないものであるかを十分に検討のうえ、随意契約を行う場合は理由書を決裁時に明らかにすることを徹底した。

で、随意契約を締結するために必要な随意契約理由が明記されていなかった。（指摘事項）	
②　契約書類を閲覧した結果、ひょうご豊かな海づくり協会から農林水産技術総合センターに対して、再委託により契約を締結した旨の事後報告が行われているのみであり、農林水産技術総合センターへの事前承認行為は行われていなかった。設計監理業務と改修業務については、いずれも委託契約書第９条において再委託の禁止が規定されており、事前承認がある場合に限り再委託が認められると考えられることから、ひょうご豊かな海づくり協会が実施した外部業者への再委託は委託契約書第９条に違反している。（指摘事項）	再委託を行う場合は、再委託を行う業務の範囲や必要性等が妥当なものであるかを十分に確認のうえ、あらかじめ適切な承認手続きを行っていく。
③　農林水産技術総合センターは、随意契約を締結する場合には、民間活用の可能性を十分に検討し、ひょうご豊かな海づくり協会でなければ履行できない合理的な理由を具体的かつ明瞭に記載した随意契約理由書を添付した上で、決裁を行う必要がある。（意見）	随意契約によらなければならないものであるかを十分に検討のうえ、随意契約を行う場合は理由書を決裁時に明らかにすることを徹底する。
④　ひょうご豊かな海づくり協会においては、今後、再委託を行う場合は、契約の相手先に事前承認を得た上で、再委託先と契約を締結すべきである。（意見）	再委託を行う場合は、再委託を行う業務の範囲や必要性等が妥当なものであるかを十分に確認のうえ、あらかじめ適切な承認手続きを行っていく。
⑤　栽培漁業センター屋外飼育水槽上屋等改修業務は、農林水産技術総合センターが自ら競争入札等を実施することが可能であった案件と考えられるため、今後は、外郭団体との契約を締結する必要性も含め、契約方法について慎重に判断すべきである。（意見）	委託による事業執行が必要であるか十分に検討のうえ実施していく。
㉕　但馬水産事務所庁舎建替整備事業【水産課】 ①　但馬水産事務所が挙げた随意契約理由には、委託可能業者が兵庫県まちづくり技術センターしか存在しない、又は、委託業者は一定数存在するものの他の業者では実施出来ない理由が明確に記載されていない。さらには、随意契約の相手先が外郭団体であり信頼のある業者を理由としているが、外郭団体以外の業者であったとしても、契約業務について当然に守秘義務を負うものであるから、随意契約の理由としては不十分である。（指摘事項）	随意契約によらなければならないものであるかを十分に検討のうえ、随意契約を行う場合は理由書を決裁時に明らかにすることを徹底する。
②　随意契約を行うにあたっては、真に随意契約によらなければならないものであるかを民間活用の可能性も含め十分に検討した上で、合理的な理由を具体的かつ明瞭に随意契約理由書などで明らかにする必要がある。（意見）	同上

⒃ 栽培農業センター管理運営費【水産課】 ① 委託契約の決裁書を閲覧した結果、随意契約に係る地方自治法施行令の一部を抜粋したものが参考資料として添付されているのみで、随意契約を締結するために必要な随意契約理由が明記されていなかった。（指摘事項）	同上
② 農林水産技術総合センターは、随意契約を締結する場合には、民間活用の可能性を十分に検討し、ひょうご豊かな海づくり協会でなければ履行できない合理的な理由を具体的かつ明瞭に記載した随意契約理由書を添付した上で、決裁を行う必要がある。（意見）	同上
⒄ 狩猟期シカ捕獲拡大事業【鳥獣対策課】 ① 朝来農林振興事務所では、捕獲した者の氏名・捕獲日・捕獲場所等を記載した看板が撮影されていない、又は、看板に捕獲した者の氏名が記載されていないにも関わらず、報償金が支払われている事例が発見された。（指摘事項）	適切な申請がなされるよう狩猟者に対する注意喚起を行うとともに、受付時の審査の徹底を図る。
② 加東農林振興事務所では、看板に捕獲した者の氏名が記載されていない、又は、捕獲個体の腹部にスプレーまたはペンキでマーキングされた登録番号が誤っているにも関わらず、報償金が支払われている事例が発見された。（指摘事項）	同上
③ 洲本農林水産振興事務所では、捕獲個体の腹部にスプレーまたはペンキでマーキングされた登録番号が誤っている、又は、切り取った尻尾が写真に写されていないものであるにも関わらず、報償金が支払われている事例が発見された。（指摘事項）	同上
④ 県は、各狩猟者に対して、提出書類の要件について改めて注意喚起するとともに、書類について統一の様式を配布するなど、狩猟者の負担を避けつつ、形式的な不備を軽減させる工夫を行うべきである。（意見）	同上
⒅ 兵庫県立総合射撃場（仮称）整備事業【鳥獣対策課】 ① 兵庫県立総合射撃場（仮称）整備事業は、総事業費が約35億円という大規模な事業であるが、「施設の稼働率が低迷する恐れがある」、「収支がマイナスとなる見込みである」、「野生鳥獣による農林業被害額の減少に真に寄与するかは不透明である」という３つの難題を抱えている。（指摘事項）	兵庫県立総合射撃場（仮称）は、さまざまな銃種に対応した射撃練習場やわな猟の練習場を備えた施設として、獣害対策を担う人材を効果的に育成する機能を発揮できるよう活用していく。

②　県は、様々な課題を抱えていることを常に意識し、単なる箱モノ行政に陥ることがなく、野生鳥獣による農林業被害額の縮減に繋がるように事業を推進し、その中で課題解決に向けた具体的な対応策を策定する必要がある。（意見）	同上